

東部大阪都市計画地区計画の決定（東大阪市決定）

都市計画東大阪ジャンクション地区地区計画を次のように決定する。

１．地区計画の方針

名 称		東大阪ジャンクション地区地区計画
位 置		東大阪市荒本北一丁目、荒本西四丁目、長田東一丁目、長田東二丁目 地内
面 積		約 2.7ha
区域の整備開発及び保全の方針	地区計画の目標	東大阪ジャンクション地区は、市役所庁舎展望ロビーからの眺望が日本夜景遺産に認定されており、南西側の東大阪ジャンクションは、夜景遺産の重要な構成要素となっている。 また、この夜景については、東大阪がもつ「モノづくりのまち」としての産業の背景と交通の要所としての都市の機能が夜景という形で表現されており、この「夜景遺産の保全」を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	夜景の阻害要因を未然に防止を図るため、建築物等の用途の制限等を定め、適正な誘導・規制を行う。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等の整備の方針を次のように定める。 １． 夜景の阻害要因を未然に防止を図るため、建築物等の用途の制限を定める ２． 夜景の眺望を確保するため、新たな施設の高さを制限する

２．地区整備計画

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 （１）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物 （３）住宅、共同住宅、寄宿舍または下宿、老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
	建築物等の高さの制限	14m

「区域は計画図のとおり」